

IV 記入上の注意 (知的障がい者である生徒に対する教育を行う特別支援学校)

○ 学籍に関する記録

学籍に関する記録については、学年当初及び異動の生じたときに記入する。

1 生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所

2 保護者の氏名及び現住所

3 入学前の経歴

入学するまでの教育関係の略歴（在籍していた中学校又は特別支援学校中学部の学校名、卒業時期等を記入する。なお、外国において受けた教育の実情なども記入する。

4 入学・編入学

(1) 入学

校長が入学を許可した年月日を記入する。

(2) 編入学

高等専門学校、在外教育施設や外国の学校等から編入学した場合、過去に高等学校及び特別支援学校高等部（以下、「高等学校等」という。）に在学していた者等が入学した場合について、その年月日、学年等を記入する。

5 転入学

他の高等学校等から転学してきた生徒について、転入学年月日、転入学年、前に在学していた学校名、所在地、課程の種類、学科名等を記入する。

6 転学・退学

他の高等学校等に転学する場合には、転学先の学校が受け入れた日の前日に当たる年月日、転学先の学校名、所在地、課程の種類、学科名、転入学年等を記入する。また、学校を去った年月日についても併記する。

退学する場合には、校長が退学を認め、又は命じた年月日等を記入する。

7 留学・休学

留学・休学について校長が許可した期間を記入する。留学の場合は、留学先の学校名、学年及び所在国名を記入する。

8 卒業

校長が卒業を認定した年月日を記入する。

9 進学先・就職先等

進学先の学校名及び所在地、就職先の事業所名及び所在地等を記入する。

また、福祉施設に入所・通所した者については、施設名及び所在地を記入する。

なお、家事又は家業に従事した者については、その旨を記入すること。

卒業の際、進路が決まっていなくて記入できない者については、確定したときに記入することが望ましいこと。

10 学校名及び所在地、課程名・学科名

分校又は分教室の場合は、本校名及び所在地を記入するとともに、分校名又は分教室名、所在地及び在学した学年を併記する。

11 校長氏名印、ホームルーム担任者氏名印

各年度に、校長の氏名、ホームルーム担任者の氏名を記入し、それぞれ押印する。（同一年度内に校長又はホームルーム担任者が代わった場合には、その都度後任者の氏名を併記する。）

なお、氏名の記入及び押印については、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に定義する「電子署名」をいう。）を行うことで替えることも可能である。

○ 指導に関する記録

各教科の学習の記録、特別活動の記録、自立活動の記録、学年ごとの総授業時数、入学時の障がいの状態、総合所見及び指導上参考となる諸事項並びに出欠の記録について作成する。

特別支援学校高等部に在籍する生徒については、個別の指導計画を作成する必要があることから、指導に関する記録を作成するに当たって、個別の指導計画における指導の目標、指導内容等を踏まえた記述となるよう留意する。

また、生徒の障がいの状態等に即して、学校教育法施行規則第130条の規定に基づき各教科又は各教科に属する科目の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合又は各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合並びに特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第37号）第1章第2節第6款の規定（重度重複者等に関する教育課程の取扱い）を適用した場合にあって、も各教科等の目標及び内容と実際の学習状況を踏まえ、その状況を様式に従い適切に記入する。

1 各教科・科目等の学習の記録

各教科・科目等の学習の記録については、特別支援学校高等部学習指導要領に示す各教科の目標、内容に照らし、具体的に定めた指導内容、実現状況等を文章で記述する。

2 総合的な学習の時間の記録

(1) 学習活動

総合的な学習の時間において行った学習活動を文章で記述する。

(2) 評価

各学校が定めた総合的な学習の時間の目標、内容に基づいて各学校が定めた評価の観点を踏まえて、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で記述する。

評価の観点については、特別支援学校高等部学習指導要領に示す目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて定める。

3 特別活動の記録

特別活動において行った生徒の活動の状況について、主な事実及び所見を文章で記述する。その際、所見については、生徒の長所を取り上げるよう留意する。

4 自立活動の記録

自立活動については、個別の指導計画を踏まえ、以下の事項等を記入する。

- ① 指導の目標、指導内容、指導の結果の概要に関すること
- ② 障がいの状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること
- ③ 障がいの状態を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合、その検査結果に関すること

5 総合所見及び指導上参考となる諸事項

総合所見及び指導上参考となる諸事項については、生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で記述する。

- ① 各教科・科目や総合的な学習の時間の学習に関する所見
- ② 行動に関する所見
- ③ 進路指導に関する事項
- ④ 取得資格
- ⑤ 生徒が就職している場合の事業所
- ⑥ 生徒の特徴・特技、部活動、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査に関する記録など指導上参考となる諸事項
- ⑦ 生徒の成長の状況にかかわる総合的な所見

記入に際しては、生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げるよう留意する。ただし、生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば記入する。

交流及び共同学習を実施している生徒について、その相手先の学校名、実施期間、実施した内容や成果等を記入する。

6 入学時の障がいの状態

入学時の障がいの状態について、障がいの種類及び程度等を記入する。

7 出欠の記録

以下の事項を記入する。

(1) 授業日数

生徒の属する学科及び学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。

ただし、転学又は退学をした生徒については、転学のため学校を去った日又は退学をした日までの授業日数を記入し、編入学又は転入学をした生徒については、編入学又は転入学をした日以後の授業日数を記入する。

(2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入する。

- ① 学校教育法第11条による懲戒のうち停学の日数、学校保健安全法第19条による出席停止の日数及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数
 - ② 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数
 - ③ 忌引日数
 - ④ 非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
 - ⑤ 選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- (3) 留学中の授業日数
校長が許可した留学期間における我が国の在籍校の授業日数を記入する。
- (4) 出席しなければならない日数
授業日数から出席停止・忌引等の日数及び留学中の授業日数を差し引いた日数を記入する。
- (5) 欠席日数
出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で生徒が欠席した日数を記入する。
- (6) 出席日数
出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。
なお、学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。
また、平成21年3月12日付け20文科初第1346号「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」に沿って、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の将来的な社会的自立を助ける上で適切であると校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。この場合には、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び生徒が通所若しくは入所した学校外の施設名を記入する。
- (7) 備考
出欠に関する特記事項等を記入する。